

新型コロナウイルス感染症対策の感染症法の位置づけ変更に伴う弊社保険のお取扱いについて

FWD 生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症（以下新型コロナ）の感染症法上の位置づけが変更となることを踏まえ、弊社保険のお取扱いについて以下の通りといたします。

■ 入院給付金等のお取扱い

ご加入いただいている医療保険の**主契約（本則）**について、**保障内容の変更はございません**。5月8日以降に新型コロナを直接の原因とし所定の入院をされた場合には、入院給付金のお支払い対象となります。

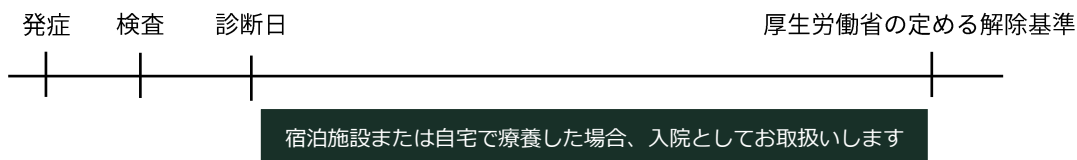
➤ 特別取扱いの見直し

2020年4月より、新型コロナと診断され、医療機関の事情により宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」※1として入院給付金等のお支払対象とする特別取扱い（みなし入院）を実施しており、2022年9月26日からは重症化リスクの高い方に限って、この特別取扱いを継続しておりました。

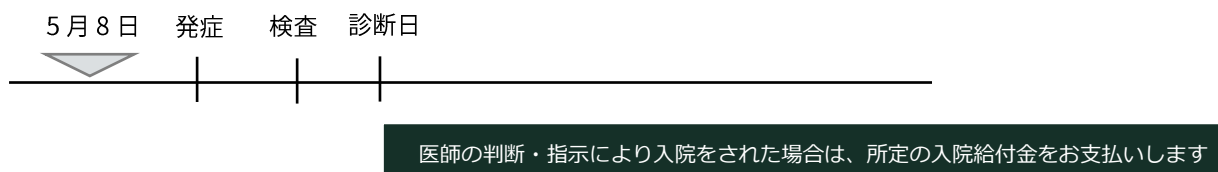
5月8日に新型コロナが5類感染症に分類変更された場合には、同日以降はこの特別取扱いを適用しないこととなります。

2023年5月7日までに 医師等による診断があった場合	2023年5月8日以降に 医師による診断があった場合
宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取扱いします	宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」としての取扱いとはなりません

【2023年5月7日以前に新型コロナと診断された場合】



【2023年5月8日以降に新型コロナと診断された場合】



➤ 診断日による入院給付金等のお取扱い

		医師等による新型コロナの診断日		
		2022年9月25日以前	2022年9月26日以降 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
入院された場合		○（お支払い対象）	○（お支払い対象）	○（お支払い対象）
みなし入院	重症化リスクの高い方	○（お支払い対象）	○（お支払い対象）	×（支払い対象外）
	上記以外の方	○（お支払い対象）	×（支払い対象外）	×（支払い対象外）

必要書類	診断時点で65歳以上の方	新型コロナに感染したことを証する書類 (My HER-SYS、療養証明書、抗原検査結果等)	新型コロナに感染したことを証する書類 (My HER-SYS、療養証明書、抗原検査結果等)	診断書、退院証明書、領収証
	診断時点で65歳未満の方		上記に加え ・入院を要する状態と、医師または保健所等により判断された方 →診療明細書、退院証明書、領収証、診断書のいずれか ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬を投与された方 →診療明細書、調剤明細書、服用証明書、お薬手帳等投薬内容がわかるもの ・新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 →診療明細書 ・診断時点で妊娠している方 →母子手帳表紙のコピーまたは診断書	

■ 特定感染症診断一時金特約/引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約のお取扱い

「特定感染症診断一時金特約」および「引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約」については、5月8日以降に医師によって新型コロナと診断された場合には、特定感染症診断一時金のお支払いの対象となりません。

対象となる特約	2023年5月7日までに 医師等による診断があった場合	2023年5月8日以降に 医師による診断があった場合
・「特定感染症診断一時金特約」 ・「引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約」	新型コロナと診断された場合には、特定感染症診断一時金のお支払いの対象となりません	新型コロナと診断された場合には、特定感染症診断一時金のお支払いの対象となりません

ただし、下記のような場合は、現在の特約保険料から変更することなく引き続き保障の対象となります。

① 新規罹患患者数の急増や変異株の蔓延等により新型コロナが再度、特定感染症^{※2}と位置づけられた場合

② 新型コロナ以外の感染症（SARS、コレラ等）

例：35歳男性の特定感染症診断一時金特約の月払保険料 91円^{※3}

その他の特約・特則については、保障内容の変更はございません。

■ 保険金等のお取扱い

以下の災害死亡保険金については、5月8日以降に新型コロナを直接の原因としてお亡くなりになった場合、もしくは高度障害状態になった場合には、お支払いの対象外となります。

対象となる特約 (カッコ内は災害死亡保険金・災害高度障害保険金)	新型コロナを直接の原因としてお亡くなりになったとき もしくは高度障害状態になった場合	
	2023年5月7日までの場合	2023年5月7日以降の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・「5年ごと利差配当付きこども保険」(災害死亡保険金) ・「災害割増特約」(災害死亡保険金/災害高度障害保険金) ・「障害特約」(災害死亡保険金) 	災害死亡保険金・災害高度障害保険のお支払いの対象となります	災害死亡保険金・災害高度障害保険のお支払いの対象となりません

いずれの場合でも診断確定日が5月7日以前であれば、5月8日以降もご請求のお受付はしておりますが、**2023年9月末^{※4}まで My HER-SYS の療養証明書機能のご利用が可能ですので、ご請求について漏れがないか等をご確認のうえ、お早目のご請求をお願いいたします。**

※1:当社が定める「入院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります）が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または柔道整復師の管理下において治療または施術に専念することをいいます。

※2:「特定感染症」とは、医師によって診断された時点における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める一類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)/二類感染症(SARS、MERS等)/三類感染症(コレラ、赤痢等)/指定感染症/新型インフルエンザ等感染症をいいます。

※3:表示された特約保険料は特定感染症診断一時金特約の場合であり、引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約は特約保険料が異なります。また、特定感染症診断一時金特約/引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。

※4:2023年3月17日付の厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」より

■ よくあるご質問と回答

#	ご質問	回答
1	今回の分類変更で、何が変わるのか？	5月8日より新型コロナの感染症法上の位置づけが、現在2類相当から5類感染症に分類された場合には、新型インフルエンザ等感染症の対象から外れます。 2類は自治体による就業制限や入院勧告などが可能となり、新型インフルエンザ等感染症ではさらに外出自粛や健康状態の報告の要請などの措置ができますが、5類はこれらの枠外となります。
2	今回の分類変更で、特定感染症診断一時金の取扱いについて基準が変更となるか？	現在「特定感染症診断一時金」のお支払い要件は下記の通りとなっております。 「被保険者がこの特約責任開始日以後のこの特約の保険期間中に、医師によって特定感染症（※）と診断されたとき」 ※「特定感染症」とは、医師によって診断された時点における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める“一類感染症”、“二類感染症”、“三類感染症”、“指定感染症”および“新型インフルエンザ等感染症”をいいます。 このため、今回の分類変更に伴い、“新型インフルエンザ等感染症”の対象から外れるため、特定感染症診断一時金のお支払の対象外となります。 ただし、新規罹患患者数の急増や変異株の蔓延により新型コロナが再度、特定感染症と位置づけられた場合や、また、SARS、コレラといった特定感染症、未知の感染症が発生した場合には、現在の特約保険料から変更することなく引き続き保障の対象となります。 なお、引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約においては、結核はお支払い対象外となります。
3	今回の分類変更で、入院給付金等のお取扱いが変更となるか？	2022年9月26日以降、65歳以上の方、入院の必要がある方、新型コロナの治療薬を投与されている方、妊娠されている方等の「重症化リスクが高い方々」に限って、みなし入院と言われる保健所または医師の指示のもと宿泊施設や自宅での療養については、入院給付金の対象となっていました。5月8日以降は医師の診断により入院された方のみ疾病入院給付金などのお支払い対象となります。
4	今回の分類変更で、影響がある商品は何か？	下記の商品が該当いたします。 ・特定感染症診断一時金特約/引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約が付帯されている契約 ・団体保険を除く災害死亡保険金のお支払いがある一部の商品（参考1をご参照） ・団体保険の災害保険金のお支払いがある一部の商品（参考2をご参照） また、65歳以上の方、妊娠されている方など重症化リスクが高い方については、みなし入院も医療保険における入院給付金のお支払い対象となっていました。5月8日以降はこれも対象外となります。
5	特定感染症診断一時金特約/引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約は継続しても意味はないのか？	特定感染症診断一時金特約/引受基準緩和型特定感染症診断一時金特約は、今回新型コロナは対象外となりますが、今後#2に記載の要件に合致する感染症が発症した場合はお支払いの対象となります。 ただし、新規罹患患者数の急増や変異株の蔓延により新型コロナが再度、特定感染症と位置づけられた場合や、また、SARS、コレラといった特定感染症、未知の感染症が発生した場合には、現在の特約保険料から変更することなく引き続き保障の対象となります。（参考3をご参照）
6	5月8日に新型コロナに罹った場合は支払いの対象となるのか？	新型コロナ罹患によって入院された場合には、入院給付金のお支払い対象となります。 みなし入院も医療保険および疾病入院特約における入院給付金のお支払い対象となっていました。5月8日以降は医師の診断により入院された方のみお支払い対象となります。 特定感染症診断一時金については5月8日より前に医師の診断で新型コロナ罹患が確定した場合にはお支払いの対象となりますが、5月8日以降に診断確定された場合には、お支払いの対象外となります。

参考 1：死亡災害保険金のお支払いがある商品

保険商品および特約・特則	保険金
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
障害特約	災害死亡保険金

参考 2：団体保険の災害保険金のお支払いがある一部の商品

保険商品および特約・特則	保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険障害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険子供災害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金

参考 3：特定感染症（厚生労働省 「感染症の範囲及び類型について」 平成 26 年 1 月 30 日現在）

保険商品および特約・特則	保険金
一類感染症	【法】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	【法】 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
三類感染症	【法】 腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
指定感染症	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H7N9 であるものに限る。）
新型インフルエンザ等感染症	【法】 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>